

全社児福発第380号
平成26年11月20日

全国保育協議会 会員各位

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康
(公印略)

法人経営情報のインターネット公開義務化、地域における公益的な活動の推進・発信
「セルフチェックシート」について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、本年5月29日付で、厚生労働省の3局長連名にて、通知「「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」が発出され、決算書類等のインターネットによる公表が義務化されました。

また、これまでも会報「ぜんほきょう」・全保協ニュース等で周知いたしましたとおり、規制改革会議をはじめとした社会福祉法人への各種指摘を受けて、有識者、法人経営者等による「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」が厚生労働省社会・援護局に設置され、本年7月4日に報告書「社会福祉法人制度の在り方について」が公表されました。

報告書は5部構成で、その柱となるのは、第5部の『社会福祉法人制度見直しにおける論点』です。そこでは、『地域における公益的な活動の推進』、『法人組織の体制強化』、『法人運営の透明性の確保』が、社会福祉法人が時代の変化を踏まえ、今後も福祉の主な担い手として地域住民等から信任を得続けるために必須の事項であり、必ず実施していく必要があるもの」と明示されました。

また、『制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組（地域における公益的な活動）が求められている』とも明記されました。

地域における公益的な活動について、報告書の中では次のように記されています。

『本来、社会福祉法人は、こうした取組を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けているものであり、経営努力や様々な優遇措置によって得た原資については、主たる事業である社会福祉事業はもとより、社会や地域での福祉サービスとして還元することが求められることを改めて認識する必要がある』。

この内容をふまえ、本年8月から社会保障審議会 福祉部会が再開され、必要な法改正に向けて、年越しをはきんでとりまとめがなされる見込みです。

全国保育協議会では、昨今の社会福祉法人をめぐる指摘に対応すべく、各会員法人でどのような対応が図られているかをチェックすることができる「セルフチェックシート」を作成しました。社会福祉法人立の本会会員施設におかれましては、各法人のこれまでの取り組みを可視化することの一助として、ぜひご活用いただければと存じます。

社会福祉法人の意義・役割を、広く社会一般に適切に理解してもらうための発信にむけた、より一層のお取り組みをお願い申し上げます。

(本件に関するお問い合わせ先) 全国保育協議会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp